

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年9月7日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和3年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

3ページをお開きください。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

5ページをお開きください。

監査委員から、令和3年5月分から7月分までの現金出納検査、令和3年度7月定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

57ページをお開きください。

教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

113ページをお開きください。

本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

115ページをお開きください。

定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、提出しております国、県などへの要望内容を印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一関地区広域行政組合議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

一関地区広域行政組合議会につきまして、その概要を次のとおり報告をいたします。

令和3年9月7日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合副議長、真竈光幸。議員、稲葉正。

156ページをご覧ください。

令和3年7月29日午前10時より一関市役所議場におきまして、第46回一関地区広域行政組合議会定例会が開催をされました。

付議事件は、報告第1号、第2号、認定第1号から第2号、議案第8号、9号まで、いずれも賛成にて全て原案のとおり認定及び可決となりました。

報告第1号についてであります。令和2年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告についてであります。158ページに、その繰越計算書を添付してございますのでお目通しをいただきたいと思っております。

報告第2号は、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告についてであります。160ページに、その事故の概要と損害賠償額を記載いたしました専決処分書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

163ページをお開きいただきます。

認定第1号、令和2年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、166ページから177ページまで、事項別明細を添付してございますので、お目通しをいただきます。

認定第2号、令和2年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。184ページから195ページまで、事項別明細の記載のとおりでございますので、お目通しをいただきます。

議案第8号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,506万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,570万4,000円とするものであります。

219ページから220ページまでに、その事項別明細書を添付してございますので、お目通しをいただきます。

議案第9号、令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億807万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億3,712万8,000円とし、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,413万8,000円とするものであります。223ページから226ページまで、事項別明細を添付いたしましたので、お目通しをいただきます。

令和2年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算と基金の運用状況の審査につきましては、監査委員の審査意見を199ページから215ページに、また、227ページから250ページまで、令和2年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書を添付いたしましたので、お目通しをいただきたいと思っております。

一関地区広域行政組合議会の報告は以上であります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

6月11日から9月1日までの報告であります。6月14日から9月1日までに及んで、新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部を14回開催させていただいたところであります。

6月18日、東京2020オリンピック聖火リレーが開催されております。

6月23日、長島幼年消防クラブ発会式が開催されています。

6月28日になりますが、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設・新最終処分場住民説明会を町役場で開催いたしております。

6月29日になります。平泉世界遺産登録10周年第60回記念平泉芭蕉祭全国俳句大会が中尊寺を中心に行われております。

6月29日、平和の祈りを開催いたしたところあります。

7月1日になります。ひらいずみ応援商品券販売開始セレモニーを開催したところあります。

7月17日になります。「おうちでうまいもん！まるごと気仙沼市&平泉町&一関市の日」ということで、平泉町は道の駅を会場に開催したところあります。

7月20日になります。農業委員会によります農地パトロール出発式が行われております。

7月27日になります。フタバ平泉第2工場新築工事地鎮祭が行われております。

7月27日、平泉町総合教育会議を開催したところあります。

8月11日になりますが、平泉町戦没者追悼式を開催いたしました。

8月16日になります。大文字送り火、それに伴う法火分火式、法要等を開催いたしたところあります。

8月17日になりますが、町、そして町議会とともに、北上川上流改修一関遊水地事業の促進及び地方道路の整備促進に係る要望のため、河川国道事務所東北整備局に行っております。

8月23日になります。社会を明るくする運動の標語表彰式を平泉中学校で開催をいたしたところあります。

8月26日になります。平泉町、そして平泉町議会とともに、県への要望会をウェブ会議方式で開催をさせていただいたところあります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で、町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、大友仁子議員及び2番、稲葉正議員を指名します。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月16日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、請願第3号、さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

請願第3号、平泉町議会議長、高橋拓生様。

さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるため2022年度政府予算に係る意見書提出を求める請願。

請願者住所、岩手県一関市山目字中野130番地、氏名、岩手県教職員組合県南支部、支部長、三好浩史。

紹介議員、高橋伸二、三枚山光裕。

請願事項。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級につい

て検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、自治体が「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

3、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

意見書提出先、内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

請願の理由でございます。

2020年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられたことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続してきた成果だと言えます。しかし、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な教職員定数増となっていません。また、中学校・高等学校において35人学級の早期実施はもちろんのこと、よりきめ細かな教育の実現をめざすには30人以下学級の実現が不可欠です。

この間、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、各自治体における財政状況によって、義務教育費への影響の可能性が高まり、自治体間の教育格差が危惧されてきました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、国の施策として十分な財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割です。

学校現場では、感染症対策による消毒作業や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が依然として山積しており、子どもたちとしっかりと向き合い、意欲と情熱をもって教育に専念するための時間を十分に確保することが困難な状況です。こうした中、ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級の実現と教職員定数改善、そして義務教育費国庫負担率の上げが不可欠です。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。
町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書5ページをお開きください。

報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

6ページをお開きください。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。

実質公債費比率は8.8%、将来負担比率は63.3%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上のとおり報告をさせていただきます。

議長（高橋拓生君）

次に、監査委員から、令和2年度財政健全化審査意見及び令和2年度経営健全化審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、令和2年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員、真竈光幸氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

3ページをご覧ください。

令和2年度平泉町財政健全化審査意見書についてでございます。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

将来負担比率については、事業の取り組みに伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

続いて、5ページをご覧ください。

令和2年度経営健全化審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足になっておらず良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告第8号を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

ないようですので、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第5、認定第1号から日程第11、認定第7号までの令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、認定案件7件についてご説明を申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

認定第1号、令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

認定第2号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

認定第3号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

認定第4号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出

決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、15ページをお開きください。

認定第5号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、17ページをお開きください。

認定第6号、令和2年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度平泉町下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

認定第7号、令和2年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、令和2年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員、真竈光幸氏の両名で決算審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料、令和2年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。表紙をめくり、目次ページに記載の令和2年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますので、お目通し願います。

それでは、3ページをお開き願います。

第一、令和2年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1、審査の対象につきましては、1、令和2年度平泉町一般会計から、5、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計までを対象といたしました。

2、審査の期間は、令和3年8月2日から8月17日までの間で実施しました。

3、審査の方法は、ここに記載のとおり、1から4までの方法で行いましたので、お目通し願

います。

審査の結果でございます。

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

1、現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

2、予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたものと認められます。

4ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

1、収入未済額及び不納欠損額の圧縮。

令和2年度の町税の現年度課税及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は1,428万4,646円となり、徴収率は98.14%でした。前年度に比べ、収入未済額は623万8,894円増加し、徴収率は0.54ポイント減少しました。収入未済額の主なものは固定資産税982万9,288円で、全体の68.81%を占めています。

近年の徴収率、収入未済額は改善が図られていたところですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う町税徴収猶予758万150円の影響により、徴収率は減少、収入未済額は増加となりました。

年6回の徴収強化月間の実施や電話催告、訪問催告等の実施、滞納者の差押や分納誓約等の取り組みにより、県内収納率は依然上位となっています。コロナ禍という、税の徴収においても厳しい状況下ではありますが、町税は歳入の根幹をなす重要な財源です。同時に、税負担の公平性の観点からも引き続き徴収体制の強化に取り組んでください。

なお、使用料の収入未済額は、昨年度に比べ大幅に減少となりましたが、今後も新たな財政負担の要因とならないよう滞納の初期段階での迅速な対応により、収入未済の事前防止に努めてください。

令和2年度の不納欠損額の総額は421万8,247円となりました。前年度に比べ98万1,152円増加し、税、町営住宅使用料、諸収入で発生しています。特に、国民健康保険税については259万6,800円の増加となりました。

不納欠損は、町民の納税の意欲の減退にもつながりかねないことから、その対応にあたっては法令等の定めるところにより、滞納者の支払能力等、個別事由を調査、判断の上、厳正に処理されるようお願いいたします。

2、時間外勤務について。

令和2年度の時間外勤務手当は4,257万8,356円となり、前年度と比較し537万329円の減少、時間数では1人当たり年間平均時間外勤務が176時間となり、前年度と比較し29時間減となりました。これは、各種選挙に伴う投開票事務が減少したこと、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等が減ったことが要因として考えられます。

一方で、職場ごと、担当部署ごとの偏りは依然見られることから、長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等は減った

一方、ワクチン接種をはじめ、感染拡大に伴う新たな業務も発生しています。

時間外勤務は、業務内容、組織体制等、様々な要素が絡み合い発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし、常態的な長時間勤務は、心身に多大な影響を及ぼしかねません。「働き方改革」の推進には、かねてから取り組まれているところですが、新たに増加となっている業務の現状も踏まえながら業務分担の平準化を図り、特に職員健康管理には十分留意しながら、業務配分の見直し、情報の共有化を図り、適切な業務管理が図られるよう努めてください。

3、持続可能な財政運営。

平泉スマートインターチェンジ整備事業や社会教育施設整備など、大型の投資事業は将来財政への影響度が大きく、町税等の歳入は生産年齢層の減少からも大幅な伸びは期待できないのが現状となっています。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度の町税等の減収が見られ、この影響は今後も当面の間続くことが考えられます。このような状況において、今後ますます厳しい財政事情が予想されることから、これまでも増して国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した財政運営に努めてください。今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見極めつつ、補助金等の精査も適時行い、健全な財政運営の維持に努めてください。

4、内部統制システムの構築について。

現在、指定都市を除く市町村においては、内部統制システムの構築が努力義務となっているものの、事務処理ミスが発生しているのも事実であります。担当者の異動や近年発生していない事務であることに起因する単純ミスも見受けられることから、それらの事故を減らし、職員の定期異動を気にせず業務品質の維持を可能とするためにも、マニュアルやチェックリストなどを文書化することが喫緊の課題であると思われます。業務内容やそのプロセスを“見える化”することは、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄の排除につながり、結果として地方自治運営の基本原則「最少の経費で最大の効果」に資することになります。システム構築にあたっては、これまでの豊富な業務経験を活かすということから、再任用職員の登用なども視野に入れ、システムを構築すべく努めてください。

次に、5、審査の総括的意見ですが、決算審査に当たり、特に地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算係数について関係帳簿及び証拠書類を照査し係数を突合、さらに係数の根幹をなす事項及び社会的関心度が高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか各課へ「令和2年度運営方針のチェック表」の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。

各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項を（1）から（12）まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、8ページ、6、審査の個別的意見につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

10ページ後段にありますように、繰越明許費のうち平泉町中小企業振興資金融資利子補給事業については、繰越明許要件に該当しないため、令和2年度会計において支出しなければならない費用です。今後の繰越手続きについては十分に精査の上、執行願います。

次に、15ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地。

町有地の地積は、781万9,258平方メートルで、前年度比2,711平方メートル減少しました。

(2) 建物から、(6) 基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券(有価証券)及び出資金、出捐金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

17ページ、第二、令和2年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適切に行われていました。全般にわたり、おおむね適正に運用を管理されているものと認められました。長期間運用されていない基金については、目的、使途の見直しなど、有効な活用に努めてください。

33ページ、第三、令和2年度平泉町下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは、記載のとおりですので、お目通し願います。

34ページ、5、審査の結果をご覧ください。

収入・支出済額について関係帳簿及び証拠書類を照査し、さらに計数の根拠をなす事項についてヒアリングを行い審査した結果、収入・支出済額については適正かつ効率的に行われたものと認められました。

35ページ、6、審査意見総括になりますが、下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行しての初年度の決算となりました。当年度の業務概況及び収支状況は上述のとおりで、下水道事業を安定的に提供するため、経営改善や建設改良事業等が実施され、決算上は純利益を計上しましたが、減価償却費や維持管理費、企業債償還金等により経費がかさみ、多額の一般会計補助金、出資金を充当して経営を遂行したところであります。今後においても、人口減少の進行や節水型社会の進展による水需要の減少など、使用料収益の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、これまで整備された施設の適正な維持管理や老朽化対策など、経営状況はますます厳しくなると予測されます。

今後とも社会状況の変化に応じたサービス水準の向上を図るとともに、財務諸表の動向を常に把握しながら、高いコスト意識を持って一般会計補助金、出資金の縮減をはじめとするさらなる経営の健全、効率化の推進に取り組むをお願いします。

また、公営企業会計への移行や公共下水道事業、農業集落排水事業の統合によるメリットを業務において十分に反映し、安定的な下水道事業の提供に努め、住民福祉の向上に寄与されるよう

望みます。

36ページ、7、業務実績から42ページ、10、財政状態につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

以上で、下水道事業会計の決算審査意見のご報告を終わります。

45ページ、第四、令和2年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは、記載のとおりですので、お目通し願います。

46ページ、5、審査の結果につきましては、1から5に記載どおり適正な事務処理と認められました。

6、審査の総括的意見。

(1) 平成29年度から令和2年度までの純利益の推移では、表に掲載のとおり、利益には増減がありますが、順調に利益を計上しております。

(2) 業務量では、年間総配水量96万194立方メートルに対し、年間有収水量74万6,267立方メートルと年間有収率は77.72%、対前年度比0.64ポイント増となりました。年間総配水量は対前年度比5万2,824立方メートル減となり、年間有収水量は3万4,612立方メートルの減となりました。

有収率の向上は、資源の有効活用と安定給水に直結するものです。引き続き漏水の調査及び漏水箇所への修繕、計画的な管路の更新などに努め、漏水対策の総合的な推進に努めてください。

(3) 事業収入に関する事項の給水収益(税込み)の収入済額は2億1,429万8,189円、収納率98.73%で、収納率は対前年度比0.07ポイント減となりました。また、未収入額は289万6,127円、現年度275万4,702円、過年度14万1,425円となりました。

給水収益については、表に掲載の平成29年度以降、順当に推移してはいたしましたが、令和2年度は1,000万円余りの減少に転じました。その主たる要因としては、コロナ禍による観光客の減少に伴う宿泊業、観光業の業績の落ち込み、そして外での飲食の手控えに伴う飲食業の業績の落ち込みの影響も大きかったものと思われまます。

未収入額については、日頃から徴収努力していただいているところではありますが、令和2年度は平成30年度以降三期連続の対前年度比増加となりました。未収入率においても同様の結果となっており、三期連続の悪化となっております。令和2年度は、特に宿泊業を営む大口事業社に対する支払い猶予の影響が大きかったものと思われまます。今後より一層、早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は順調です。しかし、現在も続く人口減少により使用量の増加が見込めない、構造的とも言える給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引下げも必要であります。そのような状況での設備の維持修繕については、引き続きアセットマネジメント(資産管理)の結果を分析・活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引下げや有収率向上へつながる水道事業経営上、重要な課

題です。平成28年度から10か年計画で実施されている鉛製給水管の更新は5年目を経過し、おおむね6割の鉛製給水管が更新されました。令和2年度は、漏水による修繕料の減額が見られるなど一定の効果が見込まれていると思われまます。今後とも鉛製給水管の更新及び漏水調査を引き続き実施し、有収率向上が図られるよう効果的な漏水防止対策に取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、配水池を含む各施設の老朽化及び耐震化に伴う更新など、投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

48ページ、7、審査の個別的意見につきましては、1から7に記載どおりですので、お目通し願います。

以上で意見書の説明を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、認定案件7件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第32号から日程第19、議案第39号までの条例案件2件、事件案件1件、補正予算案件5件、以上合計8件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件2件、事件案件1件、補正予算案件5件、合計8案件についてご説明を申し上げます。

21ページをお開きください。

議案第32号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、23ページをお開きください。

議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例でございます。

提案理由でございますが、25ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法の改正により、当町が復興特別区域外となったことから、復興特別区域における優遇制度の活用を定めた条例の廃止を行おうとするものでございます。

次に、27ページをお開きください。

議案第34号、令和2年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和2年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金3,513万2,103円のうち1,000万円を資本金に、400万円を減債積立金に、1,700万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越そうとするものでございます。

提案理由でございますが、令和2年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、29ページをお開きください。

議案第35号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,919万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,530万4,000円としようとするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

次に、63ページをお開きください。

議案第36号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,966万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,336万7,000円としようとするものでございます。

次に、69ページをお開きください。

議案第37号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,201万6,000円としようとするものでございます。

次に、73ページをお開きください。

議案第38号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,507万6,000円としようとするものでございます。

次に、77ページをお開きください。

議案第39号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,329万9,000円としようとするものでございます。

以上、提案をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第32号から議案第39号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第39号まで、条例案件2件、事件案件1件、補正予算案件5件、以上合計8件につきまして、最終日の本会議に議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。11時15分まで休憩とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時16分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第20、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

議席番号3番、猪岡でございます。

一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きな項目で2つ、小項目で6つでございます。

まず、1つ目が、まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業について。

小項目です。令和6年度までに想定している企業版ふるさと納税による基金の総額及びその基金を活用する事業概要について伺います。

小項目の2番ですね。活用する寄附が集まるとする根拠、また寄附の申出とその金額について、現在の状況及び今後の見通しについて伺います。

大きな項目で2つ目です。平泉町交通施策について。

小項目1、コミュニティバス実証実験について、現時点での検証はいかがなものか伺います。

小項目2つ目、コミュニティバスの増便の可能性について伺います。

小項目3番目、東磐交通による一関線運行廃止に伴う対策について伺います。

小項目4番目、長島地区のスクールバス運行策及び冬季中学生通学対策について伺います。よろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おわびを申し上げます。再開時間を遅くしましたことを心からおわび申し上げたいと思います。以後、そういうことのないように十分気をつけてやってまいりますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、猪岡須夫議員からのご質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業に関して、令和6年度までに想定している企業版ふるさと納税による基金の総額及びその基金を活用する事業概要についてのご質問がありました。

町では、企業版ふるさと納税制度による民間企業からの寄附を財源とした地方創生の取り組みとして、平泉バイオレジリエンス産業都市推進事業を実施することとしております。この事業は、既に設立されております一般社団法人平泉バイオレジリエンス研究所において、企業が独自に持つ微生物による污水浄化技術の応用研究事業を展開し、実用化に向けた開発や研究人材の交流を通して、町内における新たな産業化を促進するとともに、その効果をあらゆる分野に波及させていくことによって、町の活性化を図っていく取り組みであります。

企業版ふるさと納税制度による寄附につきましては、受領した年度内に寄附全額を事業費に充てなければならない等の要件がありますが、基金を創設した場合には複数年度にわたる事業費への充当が可能となることから、6月会議において寄附受入れのための平泉町まち・ひと・しごと創生推進基金を創設し、寄附を有効かつ効率的に活用していくこととしており、今年度から制度が終了する令和6年度までに、総額約6億8,000万円の寄附を見込んでいるところであります。

次に、寄附が集まるとする根拠、寄附の申出とその金額、現在の状況及び今後の見通しについてのご質問がありました。

企業版ふるさと納税制度につきましては、これまで全国的な活用があまり進まない状況の中で、国において様々な活用策が検討され、今年度から企業側からの事業提案型の運用がスタートしましたが、本町の取り組みもこの事業提案型で取り組むものであります。これまでは、自治体が自

ら実施する事業に対して企業に寄附を依頼するという形でしたが、事業提案型では、企業が持つ高度な技術やノウハウを生かして、企業側から自治体に地域活性化のためのプランを提案する形となり、本町の取組は事業提案型のモデル事業として位置づけられております。また、この事業提案型につきましては、寄附を募る企業の選定や賛同を得るためのアプローチを提案企業が主体となっていくことから、事業実施に対する寄附は確保できるものと考えております。

町への企業版ふるさと納税の現状については、8月末までに1社から30万円の寄附を頂いております。また、今後の寄附の見直しにつきましては、企業の事業活動の状況や事業会計年度によって寄附額や受領時期が変動する可能性はありますが、令和3年度において最大で総額8,000万円程度の寄附を見込んでおります。

次に、平泉町交通施策に関して、コミュニティバス実証実験による現時点での検証についてご質問がありました。

コミュニティバスの実証実験につきましては、6月が無償運行、7月からは有償運行に切り替えて運行しているところであります。

利用者からは、町内の移動手段ができ、安心との声も聞かれるなど、患者送迎バスに替わる交通空白地域における移動手段の確保という点では有効な施策であると考えておりますが、今後、利用者や地域のご意見をいただきながら見直しを進め、地域公共交通会議において協議し、了承を得ながら令和4年4月1日からの本格運行に向けて取り組んでまいります。

コミュニティバスの増便の可能性の質問がありましたが、8月24日現在の集計では3つのルートの実績が、1便当たり平均2.8人の乗車となっており、乗車人数的にはまだ余裕があることなどから、まずは多くの皆さんにご利用いただけるよう周知しながら、利用登録者へのアンケート調査や各地区からの意見聴取などによって課題を整理していく中で、必要に応じて検討していきたいと考えております。

次に、東磐交通による一関線運行廃止に伴う対策についてのご質問がありました。

コミュニティバスの運行開始に当たり、公共交通網の見直しの基本方針として、それまで運行していた患者送迎バスについては5月末、東磐交通による一関線については9月末までの運行とし、両運行を廃止した上で交通空白地域におけるコミュニティバスの実証実験を行うこととしておりました。一関線の廃止に伴って、現在バスを利用されている方、特にも定期券で通学している長島小学校児童への代替運行が必要であることから様々な検討を進めてまいりましたが、その検討の中で、東磐交通とも協議を重ねた結果、10月以降も当面は現行の1日8便で運行を継続することとなりました。

なお、一関線の存続については、主にこれまで定期券を利用していた児童の移動手段を確保するためのものであり、一ノ関駅行きの朝1便、陸中箱石行きの夕方2便については必ず確保する必要があるため、事業者への支援を行いながら確保してまいります。

また、地域公共交通の見直しに当たっては、基本的には、平泉駅を交通の拠点として交通網を形成していくこととしていることから、一関線の将来的な減便や廃止となった際の対応については引き続き検討してまいります。一関線につきましては、今後、利用者がさらに減少する状況と

なれば、運行事業者において廃止を検討せざるを得ない状況になることも想定されることから、引き続き地域住民の皆さんの公共交通の利用促進について周知に努めてまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私からは、2番の平泉町交通施策についての（4）の長島地区のスクールバス運行策及び冬季中学生通学対策についてのご質問にお答えいたします。

現在、長島地区ではスクールバスの運行は行っておりませんが、町の対応としましては、14区に居住する1年生から3年生までの児童に対する東磐交通のバス定期券の支給を行っております。

また、東磐交通のバスの利用状況については、定期券の支給対象となっていない学年の児童についても、悪天候などの状況によって利用していると把握しております。それ以外の地域の児童については、徒歩や自転車での通学となっております。

次に、冬季の中学生通学対策についてですが、長島地区については、毎年12月から3月までの自転車を使用できない冬季間にバスを運行しており、バス会社と契約締結している平泉中学校長島地区保護者会に対し、町が補助金を交付しております。長島地区から平泉中学校まで朝1便、夕方2便の運行を行っており、例年40名程度の生徒が利用しております。バスの運行に係る保護者負担は、生徒1人当たり5,000円となっております。

今後も学校及び地域と連携して、児童生徒の通学の安全確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

再質問させていただきます。

さきに提示した質問項目1は、町の殖産と儉約、産業と財政への危惧、疑問でありました。けれども、ここは町民の社会福祉策の提供についての時間を取りたいということで、平泉町交通施策についてまず質問をいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

まずもって最初に、法律でもって規制があるということで、いろいろ不便な取扱いをしなければいけないというお話を伺いました。町当局におかれては、何をおいても折に触れ、各地の交通弱者を包括し得る対策、新しい取り決めや制度設計を検討するよう国や県にお求めいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

暑い、寒い、雨、風、雪、自ら運転しない年寄りや子供たちの足です。そして、いまだに健康維持のためだとおっしゃって、店舗に通われるお年寄りがいらっしゃいます。交通弱者対策となる実証実験が6月から行われております。私がこの平泉に戻ってきて30年になります、やっとなです。ですから申し上げます。長島地域の交通弱者への施策は、町全体へきつと波及します。暮らしやすい長島は、暮らしやすい平泉になると思えます。ぜひお願いいたします。

答弁で、乗車人数に余裕があるので、まずは町民の皆さんにもっと利用していただきたいとおっしゃいました。実は、私はある方から、どうせ近くに来ないから関係ない、使わないと言われました。とにかく知られていない、登録の仕方も知らない、提供された情報を知らない。いかがお考えでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、ご指摘をいただきました、町民の方がまだ知らないのではないかというふうなことだと思いますけれども、コミュニティバスの実証実験を始める前に、各地区のほうにお邪魔をさせていただきながら、事前のご意見等をお聞きしながら運行を開始してきたという経過がございますけれども、必ずしも全ての方に伝え切れていない部分はあるかというふうに思います。広報あるいはチラシの全戸配布もしてきたところがございますけれども、先ほどの答弁にもありましたとおり、さらにまずは周知をして、ご利用いただくということを普及してまいりたいというふうに思っております。

なお、今、見直しを今後進めることにしておりますけれども、各地区に改めて出向きまして、またご説明をさせていただくということにしてございますので、そういった機会を通じて、様々な機会を通じて周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

こうして、町の広報があまりよく読まれていないということが、詳しく読まれていないということが、つくづく感じられたことでした。まして、議会だよりは読まれていないようです。ですから、お答えしました。「テスト期間中だから、要望をちゃんと伝えろ」というふうに申し上げました。ですから、知ってもらう方策、伝える方策、これをよく考えていただきたい。

そういう中で、実は利用の仕方を興味や楽しみ、そっちのほうにちょっと向けてみると利用されるのではないかと。6月の利用者と7月、8月の利用者数の違いは、6月で不便だと認知されてしまったのではないかと思います。ですから、通院や買物だけではなくて、興味や楽しみのほうにも考えを方向を変えてさしあげることでも大事ではないかと思います。

ですから、お願いしたいのは、道の駅に寄ってにぎわいを見るとか、健康福祉交流館に行っても疲れを癒すとか、ジョイスに必ず寄るから買物ができるとかなのですよ。となると、やっぱり午後のもう一便追加が欲しいし、遅い時間の。そして、朝の早い1便も欲しくなると。そういうことが増便をお願いしたい意味なのです。不便だから利用者減っているのです。資料も多分お持ちだと思います、いろんなところでの。いかがでしょうか、重ねてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コミュニティバスにつきましては、基本的にその目的として、交通空白地域の方々の移動手段の確保ということで運行をしているところでございます。そして、その方々がどこに行きたいのか、こういったものについては、アンケート等を通じて事前にも把握はしておりますが、今後も把握する中でどういった経路がいいのか、そういったことは改めて検討していくということでございます。

今、ご提案のありました道の駅、温泉、ジョイス等の中では、既にジョイスには週1回運行しております。

なお、温泉のほうについても、温泉担当主管課のほうともどういったことが連携ができるかというふうな話は今しておるところでございます。

道の駅につきましては、以前、運行しておりました患者送迎バスの中でも寄っていましたが、利用がほとんどなかったというふうな経過から、当初の計画には入れていないというふうな状況もございますので、今後また、ご意見等、住民の方の利用の要望としてあるというふうなことがあれば、当然検討をしていくということになるかと思えます。

それから、利用が少なくなったというふうなお話もありましたけれども、以前運行しておりました患者送迎バスの利用者と単純にルートが同じではありませんので、単純に比較はできませんが、1便の平均を見ますと、ほぼ同数の利用をされておりますので、以前から運行していた方々と同数の利用を受けているということで、全体的には利用されている方が減っているという状況ではないかなというふうには把握しております。

いずれにしても、1便増やす、あるいは2便増やすとなりますと、その分の費用というのが当然かさんでまいりますので、それらも見ながら検討ということになりますが、今一番恐らく、ジョイスを利用される方でこちらで把握している課題というのが、朝の便で行って、帰り便までに約3時間の待ち時間があると。これ多分、大きいというふうにも実際の声もいただいておりますので、そういったことも含めて、ダイヤの改正は今検討をしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

そして、こんな声があります。ルートについてもっと試してほしいと。それで、乗り場のごみ捨て場が足の弱い人には不便な場所にあることが多い、乗り場の間隔が空き過ぎている、登録しないと乗れない、飛び乗りができない、便数がないから自分の生活に合わない、でも利用してみたけれども、不便なりにとにかく続けてほしい、冬は使う、これがあることで免許返納を意識できるようになった、運転できなくても何とかかなりそうだねと。でも、こういうのもありました。以前のように、スクールバス混乗ありだといいなと。ですから、こんな乗り方、使い方がありますよという提案もぜひよろしくお考えいただきたいです。

それで、長島の2ルートについては区長さんとの検討を、たくさん代られたのでしていただきたい、そう考えます。

ジョイスが非常にその対応がよくて、だからジョイスで待たないで県交通でも使っているよと

いうお話も伺いました。

9月1日から新しい車両が導入されて、全てのルートが町所有の乗り物になりました。合わせて3ルート、1年で新しく計算し直すと359万5,800円になるのかなと、もっと高くなるのかな、来年4月からと思ったのですけれども、車両の管理などは全部平泉町持ちだと思っております。ですから、運転士さんと安全の確保と安全の確保の責任のプラスアルファで計算すると、359万円は高いのかな、安いのかなと考えますけれども、令和4年度は今からどう考えていきますか、経費についてですけれども。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

当町のコミュニティバスの現在の運行については、町所有の車両を運行事業者、国交省の資格要件を受けている運行事業者に委託をするという形になっております。

費用の比較をしますと、これが一番費用対効果が上がる運行ということで、これを選択したということになります。これが一番費用対効果が上がる運行ということで、これを選択したということになります。車両の管理につきましては委託契約の中で、当然、毎日の運行管理、車両管理というものは委託の中に含んでおりますが、車検等、車両整備については、当然、町で行っているということになります。このスタイルについては、令和4年度以降も同様の町の所有の車両を国交省の認定を受けている運行事業者に委託をするという形で、スタイルとしては現在行っている実証実験と同じ方法を予定しております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

入札など、公開プロポーザルとか考えますか、考えない、いかがでしょう。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

運行を委託するという内容の中で、プロポーザルまでは提案までは必要ないのかなという性質だと思っておりますので、当然入札は行います。今回の3ルートのうち長島地区が1事業者、平泉地区が1事業者に委託をしておりますが、これについても入札を行って落札者を決定してございますので、その中で適切な契約が締結できるものと考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

長島は、ほとんどの中学校の生徒が片道3キロ以上の通学です。もちろん3キロ以内に入っている子も数人おりますけれども、ほとんどの場合3キロ以上です。一人一人の通学経路とか距離、安全確認等について調査したことがございますか。夕方、1人で帰る危険や、申し訳ない、熊との遭遇やそういう対策は地域任せになるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

ご質問の通学の状況を把握しているかということですが、まずは長島地区であれば、長島小学校において、それぞれ児童がどういう経路で通学するかというのは、学校で把握しております。そして、それに基づいて、いわゆる見守り活動、安全策としましては、スクールガードの方をはじめとする地域の皆様方の協力をいただきながら安全確保を図っているということで、先ほどの熊との遭遇等につきましても、全てをカバーできるということはないかもしれませんが、地域の方の見守りの中で対応しているという状況でありますし、またスクールバスの運行に関しましては、東磐交通の一関線というルートがある中で、その中で今行っている、答弁申し上げましたとおり、低学年についての定期券支給という助成を行っているわけですが、それ以外の児童につきましても、高学年であれば3キロ超えたとしても自転車での通学、将来的に中学校に自転車で通学することになりますので、4年生以上の児童については、そういう小学生のうちから運転に慣れておくとか、安全を確認しておくというようなことが必要だというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

スクールバス、残念です。長島の南部と東部の方たちは、やっぱりスクールバスを回してほしいなという、そういうご希望が以前からございました。ですから、今回のバスの実証実験によって、スクールバス出るのかなという期待がありました。今のお話を伺いましたので、お答えは必要ございません。

東磐交通の一関線についてですが、9月で廃止が取りやめになって正直私もうれしゅうございます。お話した皆さんもやっぱり、ああということで、とても感謝しているようです。ですが、当面ってまず不安だと。お金かかっているのだものねというお話でした。

では、項目2番目に移りたいと思います。続けてよろしいでしょうか。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部は、令和2年中に地方公共団体、民間企業、報道関係者、個人を含めた幅広い関係者から、今後の地方創生施策事業に生かせるような具体的な提案を募集するとしました。集まった提案の流れを整理して、内閣官房で検討結果を取りまとめ、ウェブサイトで公表すると。提案と検討結果の概要を12月下旬に公表するとしました。いわゆるプレゼンテーションを通ったものが公表されると。その通った企業からの提案でありますよね、このまち・ひと・しごと創生基金の活用は。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

企業版ふるさと納税については、今ご指摘いただいた事業の流れとはまた別のものがございます。

して、これはもう第1期については既に5年が終了し、現在は2期目の第1年度目というふうになってございますので、これは既に動き出している制度ということになります。

現在、ご指摘いただいたものにつきましては、国としてさらに地方創生を進める中で、民間の様々な事業の提案を受けるといふような流れの中での募集だろうというふうにご考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

企業版の提案事業ですよ。6月に、既に平泉バイオレジリエンス研究所設立されているよというお話を伺いました。ちょっとググると、ぱっと出てきます。

その中に、マイナンバーと一緒に、企業さんも企業番号を付定されるのですよね。確かに、一般社団法人平泉バイオレジリエンス研究所に、3400005008144という番号が付定されています。けれども、設立日と代表者は空白なのです。4月1日に法人番号は指定されております。住所は浄土の館の北隣、法人の種類はそのほかの設立登記法人、誰でも調べられると。

ただ、このお名前でも寄附を募っていらっしゃるのでしょうか。訪問した先で見ると、設立日もない、代表者もない、そういう一般社団法人でございます。取りあえず、もう登記してあるのかもしれない、国税庁には。そういうことです。ですから、本当に設立されているのですか、この情報には触れたことございますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、情報をお寄せいただいた、ネットでも閲覧できる環境というのは私も把握しております。それは間違いございません。確実に設立をされております。

ただ、企業版ふるさと納税の寄附を活用して事業を実施していくという団体でございますので、現状は運営費、事業費がゼロ、一切持っていない状態での団体ということになりますので、今後、寄附が集まって町を経由し、そちらのほうに事業費が流れていく中で実質的に活動していくということになります。ただ、組織としてはもう設立をしております、先ほど答弁の中で、当町の事業については、事業提案型、これ言ってみれば企業の持込み企画ということになり、分かりやすく言えばそういうことになりますけれども、バイオレジリエンス研究所が企画を持ち込む、そして寄附をバイオレジリエンス研究所自らが企業に募ってこの制度を活用し、事業費を確保していくという流れになりますが、現在、首都圏中心にバイオレジリエンス研究所のメンバーが企業を個別訪問し、寄附を要請している段階でございます。先ほどの答弁、今年度1件30万円という話をさせていただきましたが、その中で既に寄附を頂いているのが1件、それから今後も予定されておりますし、先週、今週と東京都内に本社を有する企業に出向いて、最高経営責任者（CEO）と面会をするというふうな段取りにもなっているというふうな報告を受けておりますので、寄附についてはバイオレジリエンス研究所が複数の企業を訪問する中で、今後獲得をしていくものというふうにご把握しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

それにしても、令和3年度になって起きた法人ですよ。だから、どこのタイミングで提案がなされて、その提案をどれだけ検討したと聞きたくなるのですよ。

実際の話、研究の中身を評価するに当たっては報告も必要になってくるでしょうから、評価をいただかなければ報告もできないだろうと、KPIでしたか、そういうことなのですよ。ですから、町から国税等に既に登記されている法人へのお金の流れを簡単にご説明いただけませんか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まず初めに、企業版ふるさと納税の制度の寄附の動きということですが、先ほど答弁の中でも、これまでなかなか進んでこなかったというのは、これまでの制度では、各自治体が自ら行う事業に対して寄附を募っていく。ですので、各自治体が寄附が来なくても自主財源で、あるいは補助金等を活用して行う事業に対して、企業に寄附を募るというやり方だったのですが、これですと、なかなか利用が進まないということで、国のほうでもバイオレジリエンスジャパンという一般社団法人のほうに制度研究を委託しまして、その中で今年度から、先ほども申し上げました事業提案型ということで、企業が事業を提案していく方法が新しく生まれたというものでございます。

（発言する声あり）

まちづくり推進課長（松本英雄君）

すみません、お金の流れということでございますが、そういうことで、以前の制度であれば自治体のほうに企業が寄附をして、そこで終わりということになりますが、今回この事業提案型でいきますと、寄附企業からまず町に寄附が寄せられます。そして、当町の例に当てはめると、平泉バイオレジリエンス研究所に委託費なり、補助金なりという形でその頂いた寄附額を全てバイオレジリエンス研究所のほうに事業運営としてお渡しするというふうな流れになります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

あくまでも地方創生応援税制を活用するのは提案した企業、寄附を集めるために冠を気前よく提供したのが平泉町と考えちゃうのですよ。モデル事業とおっしゃった。国が後ろ盾だよというふうな受け止めたのですけれども、これははっきり言えるのですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今年度からスタートしております事業提案型のスタイルですけれども、これは別名ウィン・ウ

イン企業版ふるさと納税というふうに言われておりまして、自治体も企業もそれぞれメリットを受ける形というふうになっております。

各自治体においては、企業が活動をその区域内で行うことによって様々な波及効果、雇用であったりとか、経済の活性化というものがもたらされるということで自治体にとってもメリットがございますし、企業においては税制の中で9割の税額控除が受けられますので、実質的には1割の寄附ということになります。企業がございまして、企業活動は営利を追求していくという中にあるというふうに思いますので、最小限の投資、あるいは地域貢献によって、企業としても何らかのメリットを受けていくというふうな流れになっておりまして、これまでの制度ですと、一方的に自治体に寄附をして終わりということでもございましたが、今回の新たな制度では、自治体も企業もそれぞれメリットを受けるというふうな制度になっております。

当町は、モデル事業というふうに申し上げましたけれども、今現在、国では自治体と企業をマッチングするポータルサイト等の運営を今予定して、これから制度設計をしていくという動きになっておりますので、これからは各自治体が、うちの町ではこういったものに力を入れていきたいので、そういったものに貢献できる企業はないかというふうなことをそのポータルサイトで探すということになりますし、企業においてはその町が求めているものに対して、この町であれば寄附をしながら自らの企業活動も行いたいということになれば、そこでマッチングが図られて、自治体を選定し、寄附をしていくという流れになるということでもございますが、当町においては既に企業の持込み企画ということで、マッチングがもう既に完成しておりますので、その中でモデル事業というふうに位置づけられているということでもございます。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。13時より再開いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

質問を続けさせていただきます。

バイオレジリエンス研究所、バイオですよ、土壌に戻していくための、安全に土壌に、いろんな排出物を土壌に戻していく、そういう研究をすると。

私、数年にわたってある有名な観光地の山小屋で働いたことがございます。1畳に2人寝させるような山小屋です。ですから、ヘリコプターで、口に入るもの、出ていくものを運んでいるのをずっと見ていて、乗って帰りたいなと思ったことが何度もあります。ですから、この研究所のコンセプトは理解できます。ただ、非日常のボリュームをどういうふうに普段と同じように処理

していけるのかとか、そういう研究が当然のようにこの研究所の中で行われるのだと思います。それを取り巻く環境でいろんな方たちの雇用を生み出す。いいと思います。とてもいいと思います。

ただ、その研究をするためには、バイオですので、設備に大変お金がかかるのではないかと思います。それを4年間の寄附金を充ててやっていくとかなりのお金がかかるのではないかと思います。ですから、最初の頃はきっと研究者の皆さんとテレワークですか、ああいうのでつながって、そして企画、それから現在の研究、そういうものを集めて、ここの研究所が取りまとめて成果に向けて歩みを進めていく。その間に設備、研究所を設立して平泉の町内で雇用を生み出していくような産業をつくっていくと。すごく長くかかるのではないかと思います。

6月の議会でランニングコストについて、現在はそういうことは考えていないと返事をいただきました。そのお考えは今も変わりませんか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ランニングコストと今おっしゃられましたけれども、町から研究所に対する支出が続くのかという捉えかというふうに思いますが、これについては、基本的にこの事業の制度につきましては、寄附を受けたものを研究委託に事業費として充てていくということになりますので、寄附額にもよって事業内容も変わってくる部分ではありますが、基本的には寄附額で対応しますので、町としての支出というものは、そこには、毎年10万円ずつの基金積立は行いますけれども、町としての支出はそこだけということになります。

なお、制度としては4年間で寄附制度は終了となりますので、その後の運営については、研究所自らが研究の受託であったりとか、特許の取得だったり、そういったもので捻出をしていくというふうに伺っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

それを伺って少々安心いたしました。報告もしなければならぬ、町としては上部に報告を上げなければいけないと迫られるわけで、それを客観的に評価する専門家は恐らく研究を評価することになるのでいらっしゃらないと思います。ですから、どんなところにお金がかかっているのか、そういうところについては、かなり、お金の出し入れについては専門の方いらっしゃるでしょうから、そこら辺の正確な度合いは把握なさると思いますので、その辺については4年間で集まる寄附金以上のものは町から出さないと、町民に迷惑はかけられないと、そういうふうに伺いましたが、それでよろしいですね。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたけれども、この制度については、それぞれ寄附企業、それから町、そして研究主体の研究所、それぞれにメリットがございますので、その中でこの制度を使って寄附を活用して、その寄附額に基づいて事業を行っていくということになります。基本的には先ほど申し上げましたとおり、寄附額をそのまま事業費に充てるということになりますので、町としてさらにそこに追加して支出をしていくということは、現状では考えておりません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ところで、2年前ですか、エコまるくんのトイレというのが展示されましたよね、ああいうのは幾らくらいするのですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現状はまだコストが非常にかかっている状況で、量産もなかなかできない状況ですが、現状で2人用モデルで500万円というふう聞いております。研究所ができた際には、実際に動き出した際には、その量産化、そしてコスト削減の研究も行うというふう伺っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

つながっているのですね、ここに。ただ研究が進まないと、非日常のボリュームを消化できないので、恐らくその山小屋だったりキャンプ場だったりというところに1基ずつ設置することはそんなに難しくないでしょうけれども、防災用としての機能とかそういうふうに考えたときには、まだまだ改良していかないと商品として普及することはかなり困難なお値段ではないかと思えます。平泉町が10基、20基買っても多分コストを下げることはできないのではないかと思います。

ですから、いろんなコンセプト、いろんな考えを持って研究所を運営していくという研究所が平泉町内にできましたよと、結果、お金を渡して研究をいろんな形でやっていただくと、そういう研究所を造って設備もしますよと、それをあちら様はおっしゃっていたわけですね。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今のそのエコまるトイレの活用が一番の目的は、その下水環境がないようなところでも、特に先ほども議員おっしゃったとおり、中山間地とかキャンプ場とかそういう山小屋だったりというところで活用できる清潔感のあるトイレということで、今活用されておりますし、防災の件に関して言えば、まさに避難所であったりあるいは避難所運営のそのスタッフのトイレだったりとかということで、実は熱海の被災地にも今回数基運ばれておりまして、そこで非常に活躍をしているというふうなことも聞いております。

です。概にコストで導入が進まないという部分もないのではないかなというふうに考えておりますし、当町の研究の中でトレーラー型ハウス、断水時、それから停電時にも活用できる、そういったものも研究していくというふうに聞いておりますので、そういった防災の観点も取り入れた研究が行われていくものというふうに認識をしております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

私、実は防災士の資格も持っております、3.11以降、避難所訪問しているのです。この衛生設備の環境の劣悪さというのは、どんなに力を込めてもとても追いつかない。何せこういうスペースに何十人もの方が入るわけで、例えば長島体育館のようなところに、体育館の利用者ではなくて避難者が入ったら、とても衛生設備は足りないはずなのです。だから、そういうのを考えると、ちょっと500万円で無理ではないかと思うわけです。

そういうことで、これは例えば町では合併浄化槽、これに代わられるくらいにコストを下げただくと普及するのかななんて思うのですけれども、そこまで下げられるだけの改良が考えられる、うんと疑問に思う次第であります。

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時14分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告2番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

1番目に感染症の予防について伺います。

ワクチンは病原体に抵抗する抗体を体内に作り感染症を防ぎます。この世界的発明は、天然痘という伝染病との闘いで生まれました。イギリスの医学者ジェンナーは、牛の天然痘にかかった人のうみを健康な人に接種し、天然痘を予防できることを証明しました。ラテン語で雌牛をワッカと言い、ジェンナーはこのうみをワクチンと呼びました。ワクチンの語源であります。これは加藤四郎氏の「小児を救った種痘学入門—ジェンナーの贈り物—」という書物で知りました。多くのワクチンが無数の人を救っております。

日本では16種類の感染症に対するワクチンが行政が費用を負担する対象となっております。このうち集団予防を目的とする14種類の感染症に対するワクチンは無料であり、個人予防を目的とする肺炎球菌とインフルエンザの感染症に対するワクチンについては、当町では費用を一部助成しております。

2001年以降、インフルエンザを高齢者、また子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌、これは小児と高齢者、あと水ぼうそう、B型肝炎、ロタウイルスが定期接種となっております。新型コロナは公明党の提言で臨時接種として無料化が実現しました。来年以降も無料にすることを目指しております。

そこで、一部助成しているワクチンについてお伺いいたします。

1番、高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種の全額の助成をする考えはないかお伺いいたします。

2番、季節性インフルエンザ予防接種は、現在1歳から15歳、65歳以上の方に助成されておりますが、全額の助成をする考えはないかお伺いいたします。

2番、教育環境についてお伺いいたします。

1番、新しい生活様式に向けた教育分野において、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要であります。オンライン学習のための端末や機器の整備など、GIGAスクール構想関連等と連携、さらには児童生徒、学生や教員が学校、自宅で使うICT環境の整備は急務と考えますが、今現在どうなっているのか、進捗状況についてお伺いいたします。

2番、いじめ防止の取組についてお伺いいたします。

平成26年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、法律の措置を着実に進めていくのはもちろんのこと、各学校においては日頃からの地道な未然防止の取り組みが重要であります。

文科省は平成26年10月に発生した全国の小中学校、特別支援学校における2013年度の問題行動調査によると、いじめ認識件数は約18万5,860件で、依然として多くのいじめが確認されております。このような状況を打開するためにいじめ防止の取り組みについてお伺いいたします。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

感染症予防に関して、高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種の全額助成についてのご質問がありました。高齢者肺炎球菌予防ワクチンについては、予防接種法において主に個人の発病、またはその重症化予防を目的としたB類疾病に規定されており、自らの意思と責任で接種を希望される場合に接種を行うものとされております。

平成26年10月の予防接種法改正に基づき、市町村が実施する定期予防接種に導入され、今までこのワクチンを受けたことがない方を対象に1人1回定期予防接種の機会が設けられており、対象となる年度において生涯に1度のみ公費負担4,000円を上限に予防接種を受けることができます。

先ほど答弁しましたとおり、高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種は、定期接種のB類疾病に属し、法的には接種勧奨の必要はないとされておりますが、高齢になるほど発症のリスクが高まり、重症化しやすい肺炎を防ぐ効果が期待できることから、現行の制度の中で安定的かつ確実な接種の機会を逃さないよう接種券を送付し、高齢者の健康増進と接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、季節性インフルエンザ予防接種への全額の助成についてのご質問がありました。

季節性インフルエンザ予防接種への費用助成につきましては、予防接種法による定期予防接種として65歳以上の高齢者を対象とした高齢者インフルエンザワクチン接種助成事業及び任意予防接種として1歳から15歳、中学3年生までの方を対象とした小児インフルエンザ予防接種助成事業を実施しております。高齢者につきましては2,600円、小児につきましては1回につき2,100円を上限に助成を行っており、生活保護世帯につきましては全額公費負担としているところであります。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されたため、助成額を1,000円上乘せし、高齢者では1,790人、小児では延べ750人の方に接種を受けていただきました。新型コロナウイルスとインフルエンザのダブルパンデミックが懸念されたところですが、インフルエンザの流行は確認されなかったところであります。

インフルエンザは、子供や高齢者が感染すると重症化しやすいと言われておりますが、高齢者のインフルエンザ予防接種については定期予防接種のB類疾病となっており、また子供のインフルエンザワクチンは平成6年に予防接種法の対象から除外され、法律に基づかない任意予防接種に位置づけられております。

B類疾病や任意予防接種に対し全額助成を行うことは、町がその予防接種を積極的に勧奨することになり、国の動向を注視しながら感染防止対策を啓発し、現在の費用助成を継続していきたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私からは教育環境に関する質問についてお答えいたします。

まず、新しい生活様式に向けた学習環境、ICT環境整備の進捗状況についてのご質問がありました。4月に各校の児童生徒及び教員一人一人に整備したiPadですが、普段の教育活動をこなしながら活用に向けた準備を進めてまいりました。初めて扱う機器のIDやパスワードの設定などの作業は、児童や生徒、さらには教員にとってもスムーズに進められるものではなく、時間と手間のかかる作業でございました。

また、授業で活用するためには、教職員が授業での活用の仕方を理解し、機器の操作に慣れておく必要があります。4月には各校で教職員に向けた導入業者による操作の説明会、6月にはロイノートという多くの使用が見込まれるプログラム・システム・アプリの研修会、7月には教

職員一斉研修会においてICT指導員による機器の操作及び情報モラルに関する学習を行いました。さらに、一関修紅高校の教員によるロイノートの研修会も行い、教職員は熱心に活用に向けた学習を行ってきております。その研修を基に、2学期からは各校での授業において積極的な活用が行われ始めております。

家庭に持ち帰っての活用に向けては、インターネット環境のない家庭への対応やオンライン学習のためのアプリケーションの使い方の習得など、乗り越えなければならない課題は少なくありません。現在、国内では新型コロナウイルスの感染拡大により学校の学級閉鎖などの措置が取られ始めております。しかし、文部科学省から示された学級閉鎖の期間は5日から7日間となっており、感染の拡大を止めた後には少しでも早く対面での授業を再開させようという流れになってきております。

本町でも学級閉鎖等の措置を取らなければならないときが来るかもしれませんが、そのときに備えたオンライン学習のための準備を優先して、授業を後回しにしていくつもりはございません。あくまでも対面での授業をこれまでどおりしっかりと行い、児童生徒が力を伸ばしていけるような教育に力を注いでいきます。

その中で、ICT機器の使用を取り入れた活動も行い、機器の操作に慣れさせていきたいと思っております。そして万が一、学級閉鎖等の措置を取らなければならない事態が起きたときに、機器を持ち帰ってオンライン学習をすることが可能な状態になっていれば、機器を持ち帰らせてのオンライン学習も行えるようにしていきたいと考えております。

次に、いじめ防止の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されました。これを受けて、平泉町では児童生徒の尊厳を保持するため、学校、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を「平泉町いじめ防止基本方針」として平成26年に策定いたしました。さらに、各校ではその学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めております。

これらを基にいじめ防止、さらにはいじめを重大化させない取り組みを行っております。町の取り組みとしては、平泉町学校警察連絡協議会や校長等会議を行い、学校、教育委員会、関係機関の連携の場を設けて、情報交換や活動の方向性を検討しております。学期ごとにいじめを認知した件数を各学校から報告してもらい、情報を共有しながら、事態の悪化を防いだり、いじめの起きない学校にしていくための方針を検討したりしております。

学校における取り組みとしては、まず、未然防止の取り組みとして、道徳の授業や学校教育全体を通じていじめの起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行っております。また、児童生徒が主体的に学習に取り組めるような授業を行い、人間関係において大切なことを学びながら、一人一人の児童生徒にとって居場所のある学校を目指しております。それから、いじめの早期発見のために、日常の観察を行うだけでなく、学校生活に関するアンケートや個人面談を行い、細やかな変化に気づけるようにしております。

ここからは、学校独自の取り組みになりますが、学校のいじめ防止基本方針を子供向けにした

ものを作成して、子供たちが読み合う活動や縦割り班での活動、プラスに働く言葉を集める活動などを行っています。また、異学年が交流し合えるスペースをつくったり、昼休みにクラス全員で遊べる日を設けたりするなどの活動を計画している学校もあります。

1学期中に各学校からは複数のいじめを認知しているとの報告を受けております。その中には重大事態となっているものはありません。各学校ではどんなささいなことでも重大事態につながる可能性があるものと考え、一つ一つ丁寧に扱い、解決に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、感染症予防についての1番の高齢者肺炎球菌予防ワクチンについてでありますけれども、昨年12月、私の一般質問でもありましたが、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い、年々死者数は増加しております。接種率向上のためにも全額の助成を求めますが、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢になるほど高齢者の肺炎につきましては、重大な重症化しやすいというところはあるかと思えます。こちらの予防接種につきましては、大体接種料金がその病院さんによって違うかもしれませんが、8,000円くらいの接種料金と聞いております。その約2分の1の4,000円を町として補助をしながら、接種のほうを受けていただいております。また、このワクチンにつきましては、ご自分の意志と責任で接種をしていただくようなものになっておりますので、できるだけ町としては肺炎球菌ワクチンを受けていただきたいという思いから、各個人に接種券を送付させていただき、接種を促すようなことも取り組んでおりますので、この費用助成につきましては、答弁にもありましたけれども、現行の法律の中で一部助成をしながら対応していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

4,000円助成していただいているのですが、個人負担として4,000円多分ぐらいだと思うのですが、一生に1回の接種で済むわけですが、でもいざやっぱり接種するとなると4,000円、結構な額で接種率が進まないのではないかなと思っておりますがどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種状況を見ますと、確かに接種率といたしましては若干低いといえますか、令和2年度の状況を見ますと接種者数が102名ございました。令和元年度が接種者数が82名ということで、接種される方は増えている状況ではございます。

ただ、対象者の人数から見れば、接種率としては若干低いところはございますが、いずれその対象となる方につきましては、保健センターのほうでまだ未接種、高齢者の肺炎球菌ワクチンを受けていないというふうにこちらで把握した人数で通知のほうを差し上げております。

その中には、もしかしたら個人的に既にワクチン接種を受けている方もいらっしゃるようでして、お問合せをいただきながら、対象となるのか、対象とならないのかということも確認しながら、今接種をお勧めしている状況でありますので、今後も個別のそういうやり取りもしながら、接種をお勧めしていきたいというふうに、そして接種率を上げていければと思っておりますし、接種を希望される方が接種できるような取り組みをしていければと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ、すぐどうのこうのとはできないでしょうから、徐々に推進していただければと思います。

（2）番の季節性インフルエンザ予防接種でありますけれども、昨年度は1,000円上乗せしていただきまして、大変町民の皆様が喜んでおりました。昨年は新型コロナウイルスとの同時流行の懸念からということで、接種率も高めるという意味で1,000円の上乗せの助成をしていただいたのですが、今年ものこのとおり状況が去年よりも大変なコロナの状況であると思うので、ぜひ、去年はインフルエンザはそんなにはやらなかったのですが、今年はちょっとどうなるか分からない観点からも、去年1,000円上乗せしていただいたので、最低でも1,000円上乗せしていただければと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

季節性インフルエンザへの費用助成につきましては、議員おっしゃるとおり昨年度は新型コロナウイルス感染症との同時流行が心配されましたので、1,000円上乗せをさせていただきまして、補助しながらインフルエンザの予防接種をしていただきました。ですが、今年度につきましては、既に新型コロナウイルスワクチン接種のほうも進んできておりますし、また若い方々への接種も現在実施してきているところでございます。

ですので、今年度につきましては、昨年度のような上乗せの補助というところは現段階では考えてはおりませんし、また、その費用助成等につきましては、この一関地域の関係機関との協議も必要になるところでございますので、上乗せということのことは現段階では考えてはおりません。

また、インフルエンザの流行につきましても、昨年度からずっと今まで流行というか感染者数

が増えているとかそういうことはございません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

インフルエンザの予防接種ですけれども、家族で全員やろうと思うとやっぱり1万円ぐらいはすると思うので、何とか助成のほうお願いしたいと思います。

では、2番の教育環境について伺います。

1番のICT情報通信技術の環境の整備についてですが、答弁にもありましたが、家庭にインターネット環境がない家庭への対応は、今現在具体的にどのように進めていらっしゃるでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

休み明けに小中3校にそれぞれの家庭でインターネット環境がどうなっているかという調査をいたしました。回答率87.1%、全児童生徒527分の459人から報告をもらいました。

LANいわゆる無線LANでオンラインがつながるというところが91.1%、できないと、つまりネット環境が整っていないというところが合わせて8.9%、数にすると48がそういう環境になると、それから無回答、いわゆるさっき言ったように459件しか返ってきていませんでしたので、それがまず全部オンライン環境にないというふうにもし仮定したとすると、足すと約90がそういう環境にないという実態でございました。

平泉町ではタブレットを1人1台、これ全国どこでもそうなのですが、それから校内でいわゆるオンラインが使えるような校内LANといいます、それは全て整備されています。ですから、学校ではオンライン、インターネットを使った勉強ができるのですが、今言ったように、家庭に持ち帰ったときに、家庭でそのつながることができないということのカバーするために、モバイルWi-Fiという、そういう機械を取り付けるとつながるといことで100台用意しました。ですから、単純に言うと、90環境にないというところでも、それを貸し出せば家庭で使えるというふうな形になるということでございます。

ただ、一気に4月に小学校1年生から中学校3年生まで1台ずつ与えられました。現状で、先ほどは立派なことを言いましたけれども、進められているという、実は実態としては、例えば大体想像つきますが、小学校1年生に、はい開けなさいと、はい電源入れなさい、そこから始まるわけで、その都度先生どうするの、どうするのという、クラス全体でみんな手挙がったりして、先生が右往左往して、こうだああだと、一人一人に手をかけていると1時間終わってしまうという状況も多分考えられるので、まだそういう状況にある、そういう学年もあるだろうというふうに思います。

それから、学校からの情報で問題点というのが上がってきました。インターネット、高学年とか中学生使えるわけです、自分でもやれたりうちでもやれるとすれば、見ていけないものを出し

てしまう、大体想像つきますけれども、アクセスをすると。先生のほうでそれまずいということで、フィルタリング、いわゆる見られないようにする機能を強めにその i P a d にかけて、学校で使用したいと、学習に使用したいというロイノートというのがあるのですが、それが使えなくなってしまったと。肝腎のものに使えなくなってしまうという状況もあります。

それから、i P a d が 1 人 1 台、全ての子にパスワードが違います。数字、何桁の、電話番号でもいいですが、それを押すとつながると、オンラインがつながってくるというのですが、もちろん耳であんた何番だよなんてことで、ちゃんと紙かなんかに書いてこれだよと、それもらっていても、それが手元にないためにパスワードを忘れて、たしかこうだったというふうにして打つと違いますと、それを 5 回続けるとその i P a d は使えなくなると、そういう事態も起きています。

3 つ目は、さっき言った見てはいけないもの、フィルタリングをかける、これをフィルタリングを自分で解除することもできる、そんなようにして何でも見られるようになってしまうというふうな問題も起きている。多分これは様々なケースがこれからたくさん出てくるのだろうというふうに思います。そうしたことを一つ一つ子供に言って聞かせてというふうなことでやっていかなきゃならない、ましてやうちに持ち帰ってオンラインができるということになったら、全て例えば学校 6 時間授業しか、6 時間それで勉強するということは、ほぼ考えられないわけで、そうすると自分の好きなものを見たい、ユーチューブが見たいとかいろんなことでやっていく中で、今言ったようなあるいはもっと大変な問題も起きてくる心配もあるなというふうなことは危惧しているところであります。

ですから、オンライン使えるということは大変いいことではありますが、よほど徹底して丁寧に丁寧にいかなきゃならないだろうと。それからオンラインでなくても、うちに持ち帰って i P a d で勉強できるという、いわゆる宿題ソフトみたいなのを学校に入れてやれば、オンラインつながらなくてもそれで勉強できるというものもあるのですが、小中学生全員にそれぞれの学年に応じたそのソフトを入れるためには、1 年間で 170 万ぐらい、1 年更新です。5 年更新だと約 675 万かかるというふうなこと、それだったら、持ち帰っても一定程度の時間は自主学習できるなというふうに思っているのですが、そういったような面もあって、これからどうしようかと、でもあったほうがいいなと、いろいろ論議はしているところですが、そういう状況に今あるということでもあります。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

本当に大変な取り組みだなとはつくづく思うのですが、ネット環境がない家庭とネット環境がある家庭において、その料金はどのように考えますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

全くその環境になくて、新たに通信料、簡単に言うと、それを各家庭で自己負担してもらおうというふうなことになる、会社によっても違うかもしれませんが、5,000円から7,000円かかるそうです。そして、そのネット環境にあっても新たに上乗せして今回のオンラインということで、iPadにつながるという方はやや上乗せして、今払っている会社にプラスアルファで足してお金を払わなきゃならないというふうな状況が出てくるというふうに聞いておりました。

その部分まで町で手当をすると、出してあげるというふうなことも考えればいいのかもかもしれませんが、そこについてもまだ論議が進んでいません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

分かりました。

それでは、いじめ防止の取り組みについて伺います。

集団生活をすれば、必ずと言っていいほどそこにはいじめが発生すると思うのです。そして、発生は仕方がないとの考えが当たり前のように思われているかどうかはちょっと疑問ですけども、教育界を含めていじめ問題の考え方はどう認識しておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ことの大小はともかくとして、いじめというのは必ず起きるというふうな構えで指導に当たるということが大事ではないかなというふうに思います。

データですけれども、令和2年度平泉町内の小学校でいじめという報告があったのは小学校で32件、中学校で11件、計44件ありました。今年度それぞれの学校の基本方針なんかには必ず毎学期ごとに調査をしようということで進めていただいています。今年度1学期末の状況であります、小学校で38、中学校で6、計44、大体昨年度と同様、ただ1学期ですから2学期どうなるか、中には解決するというので減る場合もありますし、逆に継続とか、あるいは新たに新規というように増える場合もあります。そういう状況にあります。

ただ、重大な事案というふうなものはないというふうに報告は受けております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

いじめには小さい、重い、深い、いろいろあると思うのですが、やっぱり小さいことから最終的には自殺とかあるわけですが、やはり子供たちは家にいるよりも学校にいる時間のほうが長いのですね、それで先生方がやはりどのくらい関心を持ってとか、子供たちを見ていただきたいなと思います。

そこで、小学校、中学校の入学式の挨拶の中で校長先生が決意を込めて、我が学校はいじめは絶対に許さないとの宣言をすとか、いじめる側が100%悪いのですということをはっきり子供

たちに言ったらいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

1つの策であろうというふうに思います。ただ許さないと言ったから、すぐそれが子供たちにしみて、1年間ないというふうなことは考えにくいのかなと、そんなふうに思います。

例えば、さっき件数の話しましたが、例えばアンケートの中で1年生いじめられた、それは1年生の感覚で捉えたものですので、そういった広がりというか、そういったものは多分あるのだろうと、そんなふうに思います。重大なものもちろん出てくる可能性あるわけですが、先ほどお話ありましたように、自殺に至るとか、例えば最近だと旭川の女生徒が集団でいじめられて亡くなるというふうな、自ら命を絶つということもあったわけですが、あってはならないことだろうというふうに思います。

最近の課題はやっぱりネット絡みですね、校内だけではなくて、他校の生徒との全然顔も見ず知らずの中でつながりができて、そのことが同じ校内の別な子が知って、あれやこれやあることないこと言い触らして、それがわっと広がっていくというふうなことで、というふうな状況もあったり、非常に複雑多様化しているというか、なかなかその部分について学校の先生方、全部そういったものを把握すぐできるかという、そうではないというふうな状況も生まれているという、そういう意味で非常に難しい問題だなというふうに思っているところであります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

本当に非常に難しい問題ですけれども、何とか先生方に意識を持っていただいて、子供たちを健全に成長できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時08分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

通告3番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6 番（三枚山光裕君）

通告3番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

大きく言って3つの項目について質問をいたします。

第1点は、新型コロナウイルス感染症への対策について伺います。その一つは、ワクチン接種についてです。希望する町民全てがワクチン接種を受けるために、特に、まだ接種に向けた手続きができていない町民への対応について伺います。

2つ目は、新型コロナウイルス感染拡大の下で事業継続への支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の長期化と第5波の爆発的な感染拡大の中、とりわけ町内事業者の現状認識と今後の支援策について伺います。

3つ目は、学校での対策の徹底についてです。

全国的に子供の感染が拡大し、子供から親への感染も確認されています。一方で、保護者世代のワクチン接種は始まったばかりで家庭内感染も懸念されます。状況の変化を踏まえた対策が必要です。考えを伺います。

大きな2点目は、新型コロナ感染症の収束後を見据えた取組についてです。

その一つは観光政策についてです。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない下で、収束後を見据えた観光政策が必要と考えます。町の考えを伺います。

2つ目は、平泉学を世界に広げる担い手育成についてです。

平泉学を学んだ世代が国際感覚を持ち、平泉町の世界平和の理念を世界に発信することは意義あることと考えます。コロナ終息後を見据え、国際交流など今から検討する考えはないか伺います。

3点目は、コミュニティバスの実証運行の中で見つかった課題と対応についてです。

コミュニティバスの実証実験は、無償運送から有償運送に入り2か月以上がたちました。実証実験は引き続き行われますが、現段階で明らかになった課題と、その課題への対応について伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

ワクチン接種の手続きができていない場合の対応についてご質問がありました。これまで65歳以上の方々につきましては、5月から集団接種を始めてきたこともあり、現時点で2回目接種を終えた人は対象人数の92.1%であります。また、64歳以下の方々につきましては、8月から集団接種を開始し、1回目接種を終えた人は対象人数の49.1%、2回目接種を終えた人は24.4%となっております。令和3年8月31日現在の数値であります。

ご存じのとおり新型コロナワクチンの接種は町民の皆様を受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいております。これまでも広報ひら

いずみ、平泉町のホームページ、役場防災無線放送を活用してワクチン接種について丁寧に周知してきております。集団接種会場での接種は難しいという方につきましては、個別接種での対応を促すなどの処置を講じてまいりましたので、接種を希望する町民全てが接種できるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の下での事業継続への支援についてのご質問でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、全国的な人流抑制による経済活動の場の縮小などの影響により、当町の事業者における経営環境の深刻な影響は続いていると考えております。

平泉商工会が昨年5月及び11月に行った影響調査では、「影響あり」との回答が約8割で推移し、業種問わず共通していたのが「売上の減少」、次いで「資金繰り」や「イベント中止や会合の自粛による、機会損失」でありました。この2回の調査結果を比べると、売上げ減少率は小幅傾向となり、国・県、町の施策による需要回復を実感しているという回答が約半数を占めるようになりましたが、7月下旬からの全国的な感染再拡大や8月には県独自の緊急事態宣言が発出されるなど、状況は再度悪化に転じていると実感しているところであります。

現在、県から各商工会へ報告を求めている毎月の新型コロナウイルス影響調査について、8月末時点の取りまとめが行われておりますし、9月中には平泉商工会が単独で実施する影響調査が行われることになっておりますが、宿泊業では8月の修学旅行のキャンセルや9月以降の延期の連絡が入り始めている状況とのことで、今後の調査結果などを注視しております。

このような状況に対処する町の支援策として、7月にプレミアム付商品券、ひらいずみ応援商品券事業を実施し、昨年度より拡充し、町内の全業種で使用できるようにするなど、町内全体の経済活性化を図っておりましたが、今回の第5波以降の状況悪化に対するさらなる支援としては、岩手県が行う地域企業経営支援金に町独自の支援拡充処置として、売上げ減少の認定要件を緩和し、対象事業者に対する5万円の支援金支給を行っていきたいと考えております。

今後、引き続き平泉商工会など関係機関と緊密に情報交換や意見交換を行いながら、適切な支援策を講じてまいります。

学校での対応の徹底につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、収束を見据えた観光施策についてのご質問がありました。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい続け、都道府県においても緊急事態宣言やまん延防止等措置が発令、継続されるなど、いまだ収束の見通しが立たない状況にあります。新型コロナウイルス感染症が蔓延する前、令和元年の観光客入り込み数は200万人を超えておりましたが、令和2年は90万2,638人と大きく減少しました。また、令和3年については、1月から6月までの半年間で20万7,856人と令和2年同時期の35万4,769人に比べて14万人以上減少していることから、観光客入り込み数やインバウンド観光の回復までには数年かかることが予想されます。

このような状況によって旅行形態も変化し、感染のリスクを回避するため、団体旅行は下火となり、少人数旅行や近場を訪れるマイクロツーリズムが主流となってきましたので、少人数ならではの機動性、コンパクトな町ならではの周遊性などのメリットを生かし、見る観光から体験す

る観光を推し進めるとともに、体験型コンテンツの磨き上げと情報発信に取り組み、平泉ファンを増やしながらかコロナ収束後のリピート客の獲得につなげていきたいと考えております。

平泉学を世界に広げる担い手育成につきましては、教育長が答弁いたします。

次に、コミュニティバスの実証運行の中で見つかった課題と対応についてのご質問がありました。

コミュニティバスの実証実験につきましては、平泉地区1ルート、長島地区2ルートの計3ルートを設定し、それぞれ週2回の運行を行っており、6月が無償運行、7月からは有償運行に切り替えて運行しているところであります。

およそ3か月間の運行実績は、8月24日現在の集計となりますが、平泉ルートが1便当たり平均約3.9人の乗車、長島南北ルートが1便当たり平均約2.6人の乗車、長島東西ルートが1便当たり平均約1.7人の乗車となっております。

課題につきましては、今後、利用登録者へのアンケート調査や各地区からの意見聴取などによって把握していく予定としております。それらのご意見を受けながら、課題を整理していくこととなりますが、バス停の設置個所の一部の変更や運行時刻の見直しなどが必要になってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、利用者や地域のご意見をいただきながら見直しを進め、地域公共交通会議において協議し、了承を得ながら令和4年4月1日からの本格運行に向けて取り組んでまいります。

また、コミュニティバスの運行に当たっては、平泉駅を拠点として既存の公共交通へ乗り継ぎを行えるよう交通網の形成を目的としておりますので、そうした経緯も踏まえましてコミュニティバス及び既存の公共交通の利用促進につながるよう取り組んでまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、新型コロナウイルス感染症への対応に関して、学校での対策の徹底というふうな面についてご質問がありましたので、お答えいたします。

現在、新たな変異株、デルタ株の感染者数が増加し、ほぼ置き換わったと考えられております。感染力の強い変異株の拡大により、3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されています。

このような感染状況に鑑み、例えば児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校、出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じることなどの感染症対策をより一層徹底していくことが必要であると考えられています。

感染拡大が心配される昨今ではありますが、文科省から学校設置者に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請し、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニ

ュアル」等を踏まえた対応を要請されております。

マスクを着用し周囲の人との十分な距離を取ること、給食は前を向いて話をせずに食べること、常に換気をすること、手洗いや手指の消毒を小まめに行うことなどの感染対策を徹底しながら、できる限り感染リスクを抑えながら学校での教育活動を行ってまいります。

修学旅行や宿泊学習等は2校で8月、9月に予定しておりましたが、それぞれ10月、11月に延期しております。児童生徒にとって大切な行事であるため、行き先や活動内容を工夫しながら、できるだけ中止の措置は取らないように検討してまいります。

学習発表会や文化祭についても感染対策を十分に講じて実施していく予定です。その際、合唱等の活動が多くなり、感染リスクも高くなるため、マスクの着用や周囲の人との距離の取り方について十分に注意しながら進めてまいります。

子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点から、地域一斉の臨時休業は避けるべきだという考えや対面での教育や児童生徒が直接関わり合いながら活動を行うことの効果が大きいことなどから、できるだけこれまでの教育活動を続けられるよう、様々な工夫をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、平泉学を世界に広げる担い手育成についてというご質問がありました。

当町の独自の郷土学習プログラムである平泉学については、平泉の文化遺産が世界文化遺産に登録されたことを契機に学校教育において平泉への愛着と誇りの醸成を図るため、それぞれの発達段階に応じて平泉の価値を学ぶ幼保小中系統的な平泉学をスタートさせ、今日まで継続してまいりました。

その内容は、先人たちの願いに触れ、世界遺産の価値や地域に残る遺産や文化に学ぶことから、今の人々の努力を知り、明日を生きる自分たちの思いも含めて全国に発信する学習と言えます。この学習は、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む教育の実現につながるものです。

世界遺産登録から10年が経過し、系統的な学習は深化してきていますが、より広範な町民の方々が積極的に関わり、現代的課題を考え合う全世代型平泉学への発展を目指して今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

現在、教育委員会では平泉学を基礎にして、主に町内児童、生徒を対象にふるさと平泉を語り、積極的に発信することができる人材の育成に取り組んでいるところです。学校教育では修学旅行先での平泉PR活動や町内各所での平泉ガイド体験等を実践し、平泉文化の情報発信を行っています。また、社会教育で展開する小学校高学年を対象としたリーダー研修事業では、平泉ゆかりの地や世界遺産関連地を訪れ、訪問地の児童と交流を通じて他地域の地域学習の取り組みを学びながら、平泉の価値や魅力を積極的に情報発信する活動を行っています。

さらに、一関市との共催で実施している英語の森キャンプ事業への町内児童、小学校6年、生徒、中学校2年を派遣しており、外国人講師による英語での生活や一関市と姉妹都市を締結しているオーストラリアのセントラルハイランズ市とのリモート交流を通じて、外国文化を感じ国際感覚を養いながら、一関や平泉の紹介を行い、グローバル化が進む社会に柔軟に対応できる人材

の育成に取り組んでいるところです。

昨年から続く新型コロナウイルスの影響により様々な制約を受け、思うような活動ができない状況にありますが、現状ではこれらの既存の取り組みを継続して推進し、少しずつ発展させながら、これからの時代を担い、そして平泉の文化を発信し継承していく人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ありがとうございます。

それで、質問の順番なのですが、2回目以降なのですが、通告では感染症対策、それから収束後、そしてコミュニティバスとなっていました、2番目の議題は一番最後にしたいので、2番目にコミュニティバスというふうにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、ワクチンの接種についてであります。やっぱり町民の命をしっかりと守っていくということで大切だというわけなのですが、町内でいろいろお聞きしますと、なかなか全て受けられない、受けられないというか、確かに答弁があったとおり、希望する町民というところが大事な点で、実際私の身近な友人でもアナフィラキシーというのですか、そういった経験があったので、いまだに申し込んでいないという方もいらっしゃいます。そういう方も少なくないのかもしれない。

ただ、やっぱり命を守るということが非常に大事だという点で、いろいろ町内でお聞きしますと、区長あるいは民生委員の方、それから介護事業者の支援もあったということを知りましたが、段取りをしているいろいろやったのですが、まだ終わっていないという話も聞きました。独り暮らしだったりご高齢だったり、いろいろお手伝いしないとなかなか進まない方もいるのかなと思うわけですね。そういう点で、だからいろいろお手紙が役場から来ても、私も面倒なほうな人間なので、何かこう見るのも面倒だなと、手紙来てもよく見なかったりとかあるのかもしれない。そういう点で、そうした人が残されていなければいいのですよ、一人もね。接種を希望する、あるいは別にそういった健康上何もなくて受けることができるということではいいのです。

それでなのなのですが、先ほど答弁あったように93.4%、2回目だと、これ65歳以上ですけれども、92%というふうになります。そうすると、65歳以上だと多分158人か、150人ほどが残されているわけなのです。とすると、その人たちというのは、希望しない方ということになっているわけですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

8月31日現在になりますが、高齢者の92.1%が2回目まで接種を終えているということで、そ

の残りの方々につきましては、議員さんおっしゃるとおり基礎疾患をお持ちでなかなか接種が適さないといえますか、接種できないような方だったりとか、あとやはりこのワクチン接種については強制ではありませんので、ご希望されないという方も中にはいらっしゃるのかなというふうに推察されます。ただ、お一人お一人なかなかそういう受けない理由というところまで調査をするというものでもないのかなというふうに思いますので、もし地域の中で民生委員さんですとか区長さん方で地域で話題にさせていただきながら、もし手続にお手伝いが必要な方々につきましては、保健センターの新型コロナウイルスワクチン接種対策チームのほうにご連絡いただいて、接種についてお手伝いをいただければいいのかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

推察ということですので、一人一人正確につかんでいるということではないということではないのだと思います。それはそれで、私は1週間ちょうど前によく1回目接種してきました。話には聞いていたのですが、体育館なんかで本当に大変なのだなど、準備する側も、町も職員も大変なのだなどという思いがしました。そういった中で、いろいろ仕事が重なって、そういった本当に微に入り細に入りというのですか、なかなかできない状況もあるのかもしれない。

そこでなのですけれども、欧州、ヨーロッパですね、疾病予防管理センターというところ、ストックホルムにあるのだそうですが、公衆衛生所の緊急事態の準備、対応を専門とするヨセップ・ヤンサさんという方がいらっしゃいまして、こう言っているのです。集団免疫は個人を守るのだと誤解されるケースがあると、集団免疫が存在するから自分は感染しないと考えるのは適切ではない、集団免疫とはあくまで地域社会が守られる目安で個人をどう守るかということではないとくぎを刺すというのが出ていました。

そこでなのですが、だから予防接種をして、当初、8割か7割と集団免疫言ったときもあったような気がしまして、今9割でも大丈夫かという、いろいろな変異株が出てというような中になってくる。そういう点では、必ずしも集団免疫を獲得したかどうかとも分からないし、それで接種をしない人を守るということにならないということなのですよ。

それでなのですけれども、多分64歳から12歳までの対象者、多分3,000人ぐらいですか、それからそもそも接種の対象にならない人というのがいるわけですが、64歳から12歳の方が65歳以上の方と同じくらいになるというのはなかなか大変なのかなと、接種率がですね。例えば85%にすれば未接種が450人、64歳から。とすると、そもそも接種の対象になっていない人を含め、さっきの150何人と14歳から64歳、450人ほど、そしてそもそも対象になっていない人が490人くらいいると思います。すると1,000人超えるわけですね、となると、その集団免疫がどうか分からないという話もしましたが、やはりこれは少なくない人数なのだということだと思っております。

そうすると、先ほども答弁あったとおり、もちろん希望するというのが大前提ですけれども、この幾らでもやはり理解してもらったりしながら、接種のやっぱりしてもらおう努力って引き続き続けなくてはいけないと思うのです。多分、来月ですか、集団接種も町内終わるわけですね。そ

うすると一関の病院とかかかりつけ医となってくる。そうすると、ますますそういった接種できない方、接種しようと思っけていてもそこまでとり着けなかった方、その辺の対応というのをやっぱりちょっと強めないと、これからはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

現在もコロナのワクチン接種を引き続き実施してはありますがもちろんワクチン接種をして、80%とか90%の方が接種をしたからといって、全て完全防止できるというものではないのだろうというふうには思います。ただ、多くの方々が接種をした上で、また感染防止対策、マスクの着用や手洗い、手指消毒等そういうものを感染防止対策を取りながら、このコロナにかからないように、蔓延防止を図っていくというところが大事かなというふうに思います。

今現在64歳以下の方々にもワクチン接種をしております。その中で、結構予約状況を見ますと、その日の予定数が少し埋まってきている、満杯になっているような状況も見受けられます。ただ、最後のほうというのですか、終盤のほうはまだ少し空きがあるようだというような話もありますので、さらに今月9月号の広報、それからホームページのほうにも予約はお早めにしてくださいというような内容の記事を載せておりますので、防災無線放送におきましても流しながら周知を図っていきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

もう一つ、いわゆる外国人の方、技能研修生というふうになっているか、町内に多分30人ぐらいの方がいらっしゃるのだと思います。それで、いろいろお聞きしまして、こういう方の接種の状況というのはどういうふうになっているか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

このコロナワクチン接種の周知につきましては、町内に住所がある方に通知を差し上げながら実施しているところでありまして、外国人の方におきましても町内に住所がある方については、接種券、そしてあとクーポン券のほうを発送させていただきながら、申込みをいただいて接種のほうはしております。その外国人の方々につきましては、通知を発送した人数の32人の方に発送させていただいております。そのうち接種を受けられた方は14人ということ、そして予約をされている方もお二人いらっしゃるということでもありますので、約半数の方には接種ができていますかなという状況であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今、32人中14人という話でした。やっぱり職域で全部やったよという会社の方もいましたが、そうするとまだ半数以上残っているということですので、皆様も報道で知っていると思うのですが、陸前高田の場合は、やっぱり研修生の方で寮ということになっています。漁業、水産関係の方のことなのですけれども、いずれそういった点で、どうしても言葉が分からなかったりとかいろいろあると思うのですので、その辺もしっかりとケアというか対応していただきたいと思います。

いずれ、やっぱり集団接種が町としても終わって、本当に大変だと思いますので、やれやれと言うのはいいと思うのです。ただ、その後、一息ついてもいいのですが、やっぱり先ほど言った外国人の方も含めて全ての方が接種希望する方ができるように努力をしてほしいという点です。厚労省のホームページかなんかだったかなと思って、ワクチン接種これいいねという、自治体のいろいろな工夫集というのが載っていました。あれが大分経っているものもあって、我が平泉でやっていることも工夫集に載っています。ですから、あれ自体がどうも新しくはないなと思いましたが、そういったワクチン接種を促すホームページなんかでもう少し工夫したらいいのかなと思うのですけれども、そういったところを努力もしていただきたいなということで、次の質問に移りたいと思います。

事業支援の継続について、支援について伺いたいです。

この間、プレミアム商品券5,000セット販売いたしました。まず、これ今どれくらい使われているのかなと。あともう一つ、まちはく促進キャンペーン第2弾も行いました。この辺の利用状況など分かりましたらお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

プレミアム商品券について、これは7月1日に発売したもので、今、議員おっしゃったとおり5,000セットを売ったものです。1セット1万円ですので、1万円で1万5,000円ですので、7,500万円の経済効果があるものでございます。それで7月から2週間ごとに統計を取っております。それで、今現在は約60%回収されております。金額にしますと4,400万円強ですね、ですので非常に大きな額にはなっているかなというふうに考えております。

その中で、大きなスーパーさんが大きいですがけれども、町内の飲食業またはガソリンスタンドでもこの7月、8月で100万円単位以上の換金になっているところもございますので、それなりの経済効果があるのではないかなというふうに考えております。

このプレミアム商品券は12月末までの期間ですので、その辺のこともこの使われ方には若干影響しているのかなというふうにも考えております。いずれ使われなくて換金されないことのないように、その辺は注意喚起をしながら進めていきたいというふうに思っております。

まちはく、昨年から宿泊等のものについても行っておりますけれども、今現在まちはくのほうは様々な、この第5波によりまして影響が結構出てきておりまして、昨年等に比べると伸びていないというのが現状です。これ先ほどの観光客数でも言いましたとおりですが、昨年の1月から

6月にかけて、今年と比べても、去年は中尊寺、毛越寺が閉めた時期があったわけですが、今年はないにもかかわらず、かなり落ち込んでいるというように考えています。

その中でも、特に、去年が意外と後半持ち直したのは、教育旅行が非常に多かったことが大きな理由だったのですけれども、この8月と9月がほぼ壊滅状態にキャンセルになってきているということが宿泊業に聞いたところ出ていますので、その辺についても今後様々な対策を講じる必要があるなというふうには思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

八重樫課長答えていただきましたので、6割と聞いていましたので、そうすると4,500万かなと思ったのですが、それだけの経済効果があったと、つまりこの施策がやっぱりよかったなということだと思うのです。今度新たな臨時交付金もあるやに聞きました、国からの。そうすると、今回の補正も感染防止が多いのかなと思うのですけれども、いずれそういった点では、こういったなかなかやっぱり宿泊でも修学旅行も減ったという話、答弁にもありましたけれども、これからはますますちょっと厳しくなるのかなと、それから秋の観光がなく、そして冬になってくるということですので、そういう点では、引き続き事業者支援にも知恵を絞ってほしいわけですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

飲食宿泊業に限らずですけれども、町内では200を超える事業者があるわけですが、その大半がかなり影響を受けているというのは実態のようです。それで、今現在、国のほうも様々なことを考えておるようですけれども、当町としましても国の地方創生臨時交付金を活用しながら、できる限り事業者の皆さんに寄り添った支援をしてみたいと思っております。

特にも、平泉の観光、または観光に伴って飲食業も比例してくるわけですが、大体秋の行楽シーズンから紅葉シーズンである程度の蓄えをつくって冬を乗り切っていくという大体のスタイルになっておりますので、この秋の段階、もしくは冬にかかるまでの紅葉シーズン、このところがかなり厳しくなってくると、さらに厳しい状況が生まれてくるのだろうと思っておりますので、その辺は商工会に今調査をお願いしておりますけれども、そういう結果等を鑑みながら、できるだけ対応できるような施策をしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

あとで長期的にはなるのですけれども、では今後どうするか、収束後というのは、ちょっと後で触れたいと思いますが、いずれ本当にやっぱり商売をやっていると大変だなというのは、方々から声が届きますので、意外と先月あたりですか、お客さんあって食材が足りなかったという話

も聞いていまして、それはそれでいいのですけれども、長期的なものですので、引き続きお願いをしたいなと思います。

さて、学校での対策の徹底についてであります。

教育長の答弁で運動会は中止なのに、なぜオリンピックしたのかという、先月、その前あたりありましたけれども、やはりこのオリンピックの記憶よりも学校の運動会、行事というの、その体験というの、その記憶というの、子供の成長にとって非常に大事なのだなというふうに思いますので、その教育長の答弁には本当に共感するところでもあります。

この間、この一関保健所管内でも県立学校あるいは小学校などでも感染が出ていると聞きます。県の毎日の発表、ここ数日はなかったのですが、私のところの事務所にも毎日結果が来るので、11歳未満、10代というのは、毎日こうだなというふうにびっくりするような状況がありました。実はちょっと今日、手持ちの資料なので見えないと思いますが、

(資料を示す)

これの上のブルーはこれ全部10代、20代なのです。これは10代ですか、ということで、一時下がり気味なのが上がっているということで、やはりグラフ見て一目瞭然というふうになっていました。

それでなのですけれども、いわゆるデルタ株と教育長も言いましたけれども、ウイルス量で1,200倍、従来株のです。それから、人に感染して発症するのが300倍という、それから死亡のリスクが2倍以上でしたか、そういうふうな状況になっているわけです。だから、相当、当然感染者と重症化のリスクも高いということなのです。そこにもう置き換わっているということで、そういった中でもこの若い世代が増えてきたと。それで、従来のやっぱり徹底策というのはやられてきたし、今の答弁でもありました。

そこで、ただ、さっきの接種も今度若い方々になっていくということになりますし、その感染防止の手だて、従来よりもやるというだけで足りるのかな、つまり、町のホームページとかなんかでもう少し徹底できないのかなと、以前に教育長の答弁からの、学校関係、SNS、メールなんかでいろいろな行事の中止とかいろいろやるというような話も聞きました。例えばそういうようなツールを使えば、そういった若い世代、親御さん世代の中に、こういった感染防止などの徹底もより図れるのかなと。とにかく従来株より、いわゆるデルタ株と言われるのは、さっき言ったような相当の強い感染力もっているわけですから、それ自体もまだまだ知られていないのだと思います。そういう点では、徹底策というのはどういうふうに考えているか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

いろいろ保護者に対する感染策の協力というのは、これまでもいろいろな場面で通知、文章をはじめ学校便りとか行っているわけですが、今のご提言のとおり、例えばメールシステムを使った配信ということも連絡方法としてはありますので、実際そういうふうなことが行われているかというようなことは確認は取ってはいないのですけれども、そういう保護者がより分かりやすく

なるようなことも必要なのかなというふうに思います。

また、その感染対策というのは、おっしゃられるとおり、学校での取り組みがどういう取り組みをしているかということと、やっぱり保護者にそれをちゃんと理解してもらって、保護者の方にも、答弁にありましたとおり、体調が悪い場合は学校に来ないようにしていただくというような協力、あとは検温してもらったり、あとは感染がもし万が一発生した場合に、それを最小限に食い止めるためにも行動歴とかふだんの健康観察を行うといったことについて、やはり定期的にといいですか、今までですと、例えば休業前だったり学校便りだったら定期的にとというような形で発信はしておりますけれども、そういう発信、受け止め方についてどうすればもっと分かりやすいのかといったことについても工夫を、学校と確認を取りながら対策を取ってまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでですけれども、今、そういった学校、先ほど教育長も言ったように、学校はやはり対面の教育が大事だと、そのとおりだと思います。それで、やはり多分そういった小学生、中学生の若い世代というのは、SNSを活用するわけですから、そうすると、やはり実は正しい情報でない情報もいっぱい飛び込んでくるということも、例えば接種の率が低い問題とかあると思うのです。比較的学校では子供たちはしっかりと学校で教えているので、理解もしてくれるという側面と、実は親世代になるとなかなかそういったSNSの影響を受けて、ちゃんと正しい情報から実は外れるという、あり得ると思うので、そこは徹底していただきたいと思いますし、それから、今ないわけですけれども、例えば独り親世帯とか、仮に親が感染した場合には子供の面倒を見てくれる人がいないということも今、全国的に問題になっていました。そういったことだってあり得るわけです。

あるいは、昨日あたりも感染した場合の食料の備蓄の量とかのやつとかってやっていました。そういった点でも、やっぱりこんなところもとりわけ小学校であれば、小さい子供をさてどうするのだということになりかねないので、今すぐどうこうでなくても、少し頭に入れておいていくことが必要なのではないかなということでも終わりです。

それで、次に移りたいと思いますが、コミュニティバスの件であります。猪岡議員に対しての答弁もありました。それで、1つ、現在停車しない場所、停留所ですね、コミュニティバスの、検討についてであります。バス停の設置場所についてであります。

7区では小金沢1か所のバス停だと思います。小金沢はいいわけですけれども、近くの同じ7区の片岡辺りには設置できないのかという点ですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コミュニティバスの運行の大前提というふうなものがございまして、これは戸数とかそういう

ものではなくて、公共交通機関を利用できない地域、いわゆる交通空白地域、ここの移動手段を確保を目的として町として運行していくというのが大前提になっているということがございます。

今お話しになりました片岡地域ですけれども、そういった意味からすると、公共交通会議でこれまで検討してきた中で、交通空白地域というふうな位置づけにはなっていないということになっております。さらに付け加えて、地域に出向いてもバス停の設置等ご説明をしてきたわけですが、7区にお邪魔した際には、小金沢のバス停1か所ということでお示しをし、地域の皆さんからもご意見をいただいたところでございますが、これについても直接私たちのほうには、特に要望は今届いていないというふうなところでございます。

答弁にもありましたけれども、今後利用登録されている201名の方にアンケートを行います。これには当然利用されていない方も含まれますので、利用というのは、登録しているけれども、まだ乗っていない方というのも含めますので、そういった方々からのご意見などもいただきながら、それを受けて公共交通会議で検討していくということになりますが、コミュニティバスだけで全ての移動手段を確保していくということは、これは困難でございます。

公共交通というのは、ほかの公共交通、タクシー、バス、それから福祉有償運送等いろいろあるわけですが、鉄道もそうですけれども、これらを組み合わせて交通手段を確保していくということが大原則になりますので、それらを全く利用できる方がいないように全ての公共交通機関の組合せによって足を確保していくと、こういう方向性には変わりありません。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

町民の方からお手紙をいただきまして、7区ですからさっき言ったように佐野バス停辺りに行くとか県交通も通っているという話でしたけれども、若いときはよかったと、確かに800メートルなんて具体的な数字も書いてありましたけれども、歩いて行きましたと、だけれどもやっぱり今、80歳も相当行って、やっぱり歩く苦しさというのを感じているのだという話でありました。

このコミュニティバスの試験運行にも乗ったという話もありましたが、そして今、答弁にもあったとおり、いわゆる公共交通の環境も分かるということをおっしゃられます。ですが、たしか小金沢、私も行って見て15戸ほどかな、戸数で言うと、片岡は60戸ほどあるのかなと思います。そしてあそこには、福祉施設も複数あります。そういった点で、いろいろ公共交通会議で議論ということも十分分かります。いずれ当時、その方は説明会ちょっと都合悪くて別の会場に行ったという話言ってますので、そういったところも十分やっぱり検討していただいて、そういった要望に応えられるようお願いしたいです。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

一度、本格ルートに向けて今後確定していくわけですが、設定したバス停であったり時刻であ

ったり、これを固定していくのだという考えは、当然これはございません。年々によって乗る方にも変化が起きてくるわけですから、その方々に合った必要なバス停であったり時刻というのは当然必要かというふうに考えております。

ですので、今後も、今年アンケートを取ったからいいということではなくて、やはり毎年毎年こうやる中で、その都度、その都度見直ししながら、新しい公共交通の見直しを図っていくということで対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それこそ前段、猪岡議員の答弁にもあったのですが、東磐交通の一関線、通学の問題もあっていろいろ庁舎内でも議論を重ねたということと、それから東磐交通ともいろいろやっぱり話もやったのだと、協議も、という話もありました。だから、やっぱりそういった努力の下に今、当面現状で走ることになったということだと思のです。そういう点では、敬意を表したいと思いますし、このコミュニティバスの件についても、今、松本課長言ったとおり、年もだんだん変わってくる、今、多分いわゆる団塊の世代という方々が免許返納なってくると、むしろ需要は増えるのではないかということも考えられるし、あるいはいろいろなその地域で、ここは空き家になったとか、あるいは若い人入ってきてとか、いろいろな状況変わるので、その都度図っていくということですので、いろいろ引き続き努力いただきたいと思います。

さて、それでは最後に収束後のことについてに移りたいと思いますが、マイクロツーリズム、私も昨年かな、提起したところで、いよいよ具体的な話になってきたのかなということで歓迎したいと思います。

それで、今、コロナの感染症ですけれども、今度4年、2025年までに今の医療体制だと、8回の緊急事態宣言という話も出ています。年2回だということですよ。そうすると、海外はもとより国内でも従来のような観光というのは、すぐには戻らないということだと思います。

そこには、そうすると時間がかかると、元の近い状態に戻るまでは。別な考え方をすれば、収束、この場合は束ねるのほうで収めるということなのですからけれども、一定の時間がかかると、別な言い方をすれば、時間ができるわけですよ、それまで。とすると、この時間をどう過ごすかというか、やはり準備の時間ができたというふうに考えられるのだろうなということで、答弁に平泉ファンを増やすとか、それから情報発信とありました。そうすると、こういったところ、磨き上げという言葉、これはマイクロツーリズムでしたっけ、ありましたけれども、例えば町内の魅力あるところを発掘し発信するという取り組みに挑戦してはいかがかないなということであります。

時間もありますが、例えば、町民ライター、書くほうですね、という取り組みって全国で結構やっています、いわゆるここだと中尊寺、毛越寺という誰もがいいなというようなところだけでなく、町民目線で、いやこういうところが平泉にあるのだと、私はこんないいところ、ここが好きだよというようなところを発信していくということで、世界、国内はもとより発信していくことが大事なのだろうなと。全国的に、鳥取県の智頭町とか長野飯綱町、兵庫県香美町とか結構

取り組んでいるわけです。

もちろん鳥取の智頭町では、民間会社の、そういう会社との連携とあるのですけれども、やはりフェイスブックなんかでも非常に面白い発信の仕方だなと思いました。だから、そういったところで、今からそういったところを検討して、もっともっと平泉町いいところあるのだということ発信するのはどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおりで、この外国人等を今まで国を挙げて進めてきたインバウンド観光というのが主体になっていたわけですが、当面回復はなかなか難しいのだろうなというのはそのとおりだろうと思っています。それで、議員がおっしゃるマイクロツーリズムにつきましても、当観光商工課のほうでも10年近く前には、私の平泉ということで、平泉町内全部の魅力あるところを各行政区から上げてくれという形で、自ら水彩画にした折り畳み式の観光パンフレットを作ったこともございまして、これ今現在もまだ残部あるのですけれども、こういう取り組みというものが、今各所に求められているのだろうなというのはそのとおりでございます。

ただ、やはりこのマイクロツーリズムというものは、観光の中から言うと、やはりこのコロナに対する緊急避難的なものだという一面は少なからずあろうかというふうに思っております。ですので、先ほど議員おっしゃっていたとおり、このいただいた時間をこのマイクロツーリズムという磨き上げですね、町の、それをやることによって、先ほど議員おっしゃっていた市町村では町内のまちづくり全体に資するような動きになっていて、むしろ観光というよりもまちづくり全体への地域の意識醸成、そういうものに寄与しているのだなというのは見えて取れたところです。

ですので、この本当に、こういう言い方が正しいかどうかは分かりませんが、このコロナ禍によってできた時間を有効に使っていくという意味では、今現在、中尊寺、毛越寺ともいろいろ考えていますけれども、そういう自分たちの魅力というものを磨き上げると、そういう時間にはしていきたいなというふうには思っておるところです。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

確かに八重樫課長言われるように、移住・定住とか、確かにそういう幅広い取り組みだということではありますが、いずれにせよ、よく町内のことを知っている町民の目から発信するということが大事なのだろうと、その智頭町はIT企業と連携ですが、別にそこと連携しなくたっていいわけで、検討もしていただきたいと。

さて、最後は平泉学であります。世界に広げる担い手と漠然と質問したわけですが、過去にも今答弁あったようにホームステイなどあったということでありました。今、コロナ禍で無理なわけです。ですが、やっぱり将来を担う世代の国際感覚を持つということは非常に大事なことだと思うのです。

具体的な話なのです。やはりこれも海外となると、終息が終わりというふうに実は質問通告出したわけです。これはかなり長い、先のことなので、今今ではないかもしれませんが、ただ、この岩淵教育長が話してこられたこの平泉学、やっぱり私としては、この藤原氏の平和の理念と申しますか、これが大本になって、そういった平和で豊かな人間社会を、理想郷をつくり上げる、その働き手として若い世代にやはり世界も知ってもらおうとかいう点で、そういった取り組みを今から必要なのではないかなと。

それから、とりわけ今日韓関係というのはよくないわけです。別に欧米諸国に行かなくても、例えば韓国、日本も随分迷惑をかけてきましたが、そういった点で、こういった平和の橋渡しというものもできれば、世界平和、平泉のことも知ってもらえるし、そういった貢献にもなるのではないかなというふうに思いますし、文字通り平和のかけ橋になるのではないかなと考えるわけですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平成24年6月議会で当時大内議員さんから英語圏の国への中学生短期派遣事業の具体策についてというご質問をいただきました。その答弁として「英語教育研修派遣事業につきましては、中学校における英語力向上と国際感覚豊かな人材の育成を目的に新平泉町総合計画の前期計画に盛り込んだところであります。本町では、以前に関係市町村でつくる協議会が運営を行うという方法で英語圏への生徒派遣を行っていったところですが、加入市町村の減少に伴い、存続が困難となり、廃止になったと聞いております」というような、もっと後も続くのですが、そういった答弁をしております。

当時は、英語学習というふうなことで、このあたりはアメリカに平泉から2人ずつ派遣していたようです。そういった形を取っていたということなわけです。今おっしゃられるように、英語だけではなくて、いわゆる国際理解というふうな視点でというふうなことであれば、例えば、今おっしゃられるように、アジアに目を向けるとかというふうなこともあるのかなというふうに思います。将来的なことでありますので、いつどのような形で実現可能かというふうなことは難しいわけではありますが、そうしたような中でも、今おっしゃられるように、例えば、平泉は平和を希求する町であるというふうな考え方にのっとり、そうしたことで発信をしていくというふうなこともあるのではないかなと、そのように思います。

平成25年に初めて世界遺産学習全国サミット in 奈良に平泉小学校の6年生4人を連れていきました。その全体会でその子供たちが700人の聴衆を前に平泉からの発信をしてきました。その最後の一節はこのようにまとめています。

読みますが、「平泉は2011年に世界遺産に登録されました。日本と大陸の仏教文化の交流の結実としてこのように浄土を表現したこと、日本独特の自然美の浄土庭園が平泉で完成し、今でも残っていたことが世界に認められたのです。この現世浄土と自然美の浄土こそ清衡が目指した政治にほかなりません。清衡の思いは2代基衡、3代秀衡に引き継がれ、100年の栄華をもたらす

ことになりました。平和で平等な理想郷、それが平泉なのです。相互理解と平等思想によって、世界の平和を目指すユネスコ精神を900年も前に先取りをしたと言えるのではないのでしょうか。」とこのような形で終えています。

まさに今我々が取り組んでいる平泉学の根幹をなすものは、この考え方であろうと、それによって過去に学び今を知り未来を考えるという、このテーマにつながるものであると、このことは今後も全世代型というふうに広げているわけでありますけれども、この平泉学を推進していく上で大きな基礎になるのではないかなと、そのように思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日8日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時09分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 大友 仁子

同 稲葉 正